

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画

令和7年3月

京 都 府

目 次

I 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本的考え方及び全体像	2
3	計画の期間	3
4	計画の位置づけ	4

II 社会的養育の推進に向けた現状と取組

1	家庭における養育への支援	5
	(1) 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた取組	5
	(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	8
	(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	9
2	児童相談所等による支援	11
	(1) 児童相談所の強化等に向けた取組	11
	(2) 一時保護体制の充実にに向けた取組	14
	(3) パーマネンシー保障に向けた取組	16
3	代替養育を必要とするこどもへの支援	21
	(1) 代替養育が必要なこども数の見込み	21
	(2) 施設入所及び里親等委託の状況	23
	(3) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	24
	(4) 児童養護施設等における家庭的養育の推進	28
	(5) 当事者であるこどもの権利擁護の取組	33
	(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	38

<京都市社会的養育推進計画>

京都市はぐくみプラン

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 平成23年7月、国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部社会的養護専門委員会において取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の中で、社会的養護は原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境の形態としていくことが必要とされたことを受け、平成24年11月に発出された厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」では、児童養護施設等にあつては「家庭的養護推進計画」を、都道府県にあつては「都道府県社会的養育推進計画」の策定が求められました。

京都府においては、平成27年3月、「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、平成27年度を始期とする15か年で、できる限り家庭的な養育を目指すこととなりました。

- 平成28年における児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約を踏まえ、児童が権利の主体であることが位置付けられるとともに、児童の家庭養育優先原則の理念が規定されたことにより、平成29年8月、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

京都府においては、令和元年度末で本計画の前期計画が満了することから、令和2年3月、令和2年度から令和11年度までの計画について、平成28年改正児童福祉法の趣旨等を踏まえ計画を改定し、保護が必要な児童がより良い人間関係を築くための社会性を獲得し、自己肯定感を育むことができるよう可能な限り家庭的な生活を送ることができる養育の環境整備に取り組んでいるところです。

- そのような中、令和4年改正児童福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われたほか、これに先立つ「令和3年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、計画は、資源の計画的な整備方針のためのものとすべきことや、整備された資源による効果や課題に対して、国が適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく必要性等が指摘されているところです。

国においては、これらのことを踏まえ、令和6年3月、既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的な考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を作成するとともに、各都道府県に対し、改めて令和7年度以降における計画の見直しが求められているところです。

京都府におきましても、令和4年の児童福祉法改正等の状況を踏まえ、国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、本計画の見直しを行うものです。

2 計画の基本的考え方及び全体像

(1) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画の策定について

- 「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」について、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための取組について、市町村と連携しながら推進します。
- 代替養育を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則に基づき、親族里親、養子縁組里親などの里親やファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討します。また、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題を抱えているこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所による措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくこととします。
- これらのことを踏まえ、こどもの最善の利益を実現するため、市町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化や体制整備のための計画として、本計画を見直して新たな計画を策定することとします。

(2) 計画の各項目に係る基本的考え方について

- 計画の全体像を体系的に表した上で、計画の各項目について、現行計画の達成状況等を記載するとともに、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針を記載することとします。

(3) 当事者であるこどもの意見の反映等について

- 計画の策定に当たっては、当事者であるこども（社会的養育経験者を含む。）を「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定に関する検討会（以下「検討会」という。）」の委員に複数名選任した上で検討を進めるとともに、施設等に在籍しているこどもに対するアンケートによる意見聴取を行い、その内容を計画に反映することとします。
- また、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下、検討を進めるとともに、施設等の関係者に対するヒアリング等の結果を踏まえ、その内容を計画に反映することとします。

(4) 市町村との連携について

- 計画の策定に当たっては、こどもと家庭に最も身近な市町村の意見を反映する必要があることから、「検討会」の委員に複数市町村の代表者を選任した上で検討を進めます。

(5) 評価のための指標とPDCAサイクルについて

- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗等について、自己点検・評価を行うとともに、その結果を京都府社会福祉審議会等へ報告します。
また、PDCAサイクルの運用については、当事者であるこども（社会的養育経験者を含む。）の意見を反映することとします。

【全体像のイメージ】

こどもの最善の利益を実現

計画の基本的考え方（計画理念）

- ◆パーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）
- ◆家庭養育優先原則（予防的支援による家庭維持に向けた支援、こどもの意向や状況を踏まえた里親等の代替養育、代替養育先と里親等が適当でない困難な課題を抱えるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所による措置により家庭養育を優先）

社会的養育の推進

1 家庭における養育への支援

- 市町村の家庭支援体制の整備に向けた取組
- 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
- 支援を必要とする妊産婦等への支援に向けた取組

2 児童相談所における支援

- 児童相談所の強化等に向けた取組
- 一時保護体制の充実
- パーマネンシー保障に向けた取組

3 代替養育を必要とするこどもへの支援

- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進
- こどもの権利擁護の取組
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

こどもの権利擁護

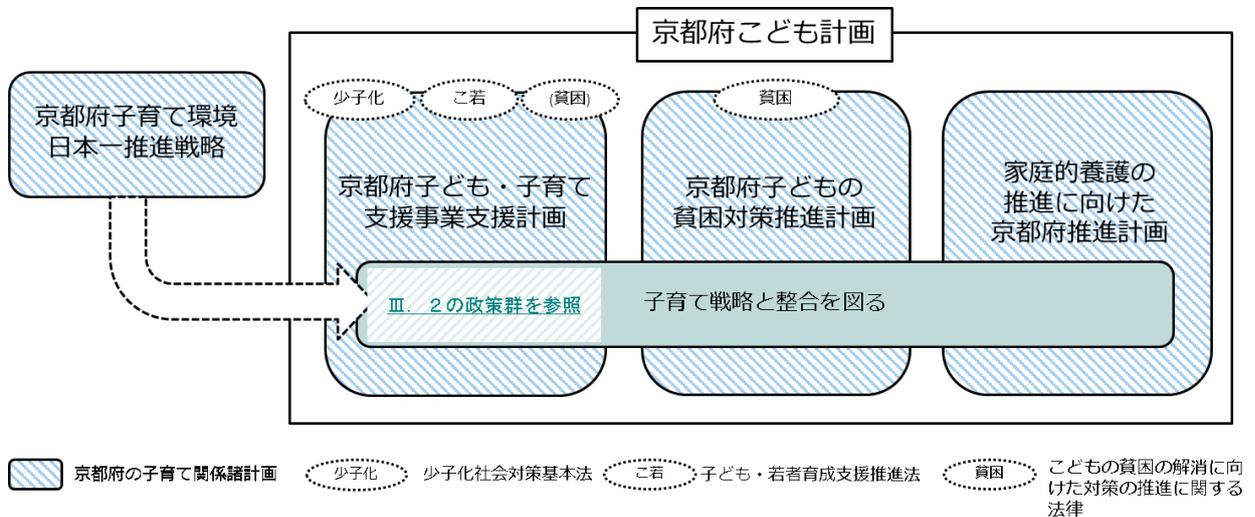
3 計画の期間

本計画は、平成27年度を始期とした令和11年度までの15年間における社会的養護の推進計画であり、15年間の前期（平成27年度から令和元年度）、中期（令和2年度から令和6年度）、後期（令和7年から令和11年度）の3期に区分しているところです。

今回、中期期間が令和6年度で満了することを踏まえ、改めて、後期の目標を掲げています。

4 計画の位置づけ

- 厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づく、「都道府県社会的養育推進計画」として位置付けるとともに、京都市の社会的養育推進計画についても記載し、当該計画と合わせて「都道府県計画」とします。
- 京都府の子育て関係諸計画の指針となる「京都府子育て環境日本一推進戦略（令和元年9月策定、令和5年12月改定）」の内容との整合性も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」及び「京都府子どもの貧困対策推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図ります。



Ⅱ 社会的養育の推進に向けた現状と取組

1 家庭における養育への支援

「家庭養育優先原則」により、まずはこどもが家庭において健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが必要です。

(1) 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた取組

平成16年改正児童福祉法により、こどもの福祉に関する相談については、まずは市区町村の役割であるとされ、虐待通告先としても市区町村が追加されました。また、平成28年改正では、妊産婦や乳幼児等への健診及び保健指導等を行う市町村の母子保健事業が、児童虐待の予防や早期発見に資するものと位置づけられました。さらに、令和4年改正において、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村に求められました。

①市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の取組

<現状>

- ・こども家庭センターは、児童福祉と母子保健の両機能が連携及び協働し、一体的な組織として相談支援を実施することにより、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく対応することを目指した機関です。現在（令和6年4月1日時点）、京都府内で13ヵ所設置されています（京都市を除く）。
- ・こども家庭センターでは、支援対象者と支援に関わる関係者が協働してサポートプランを作成することとされています。
- ・京都府では、児童相談業務を担う市町村職員の対応力向上を目的とした様々な研修を実施しています。研修後にはレポートやアンケート等を行い、受講者の理解度を測るとともに、研修内容や実施方法の改善に取り組んでいます。

(令和5年度実施状況)

児童福祉司任用前研修（受講者1人）

児童福祉司任用後研修（受講者2人）

市町村等児童福祉専門職員育成研修（受講者3人）

要保護児童対策地域協議会調整担当者研修（受講者24人）

RIFCR（虐待発見時の面接手法）（受講者7人）

オレンジプログラム（親子関係を良好にするペアレントトレーニング）・インストラクター養成研修（受講者16人）

各児童相談所における市町村児童相談担当研修（計7回実施、受講者延べ148人）

- ・市町村職員が児童相談所における業務等を体験する研修を行い、市町村職員の専門性の向上を図るとともに、市町村と児童相談所との更なる連携強化の機会としています。

(令和5年度参加状況) 14市町村から、延べ26名が参加

<主な取組>

市町村における家庭支援体制の充実のための支援
地域における在宅支援が促進されるよう、市町村における「こども家庭センター」の設置促進と、他自治体の取組状況に関する情報提供など、その効果的な運営等について支援を行います。

市町村職員に対する研修の実施
市町村職員の対応力強化のため、相談援助技術や関係機関との連携について学ぶ研修を実施します。また、児童相談所受入研修を実施し、児童虐待事案等への対応力及び専門性の向上を図ります。

<計画期間における目標>

(ア) こども家庭センターの設置数

6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
13カ所	25カ所	19カ所	21カ所	23カ所	23カ所	25カ所

(イ) こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する京都府が行う研修の実施回数

5年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
13回 延べ201人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人

(ウ) 市町村職員の児童相談所受入研修への参加数

5年度	計画期間の 目標
14市町村 延べ26人	25市町村 延べ40人

(エ) こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

6年度	計画期間の 目標
7 / 13カ所	25 / 25カ所

②市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

<主な取組>

市町村の家庭支援事業等の整備にむけた支援

「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」において、支援を計画し実施

<計画期間における目標>

(ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率

「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」に記載

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

<現状>

児童家庭支援センターは、児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化され、地域のこどもやその保護者に対する指導を行っています。また、法改正によって市町村がこども福祉に関する第一義的窓口と位置付けられたことから、その専門的な知識や技術によって市町村へのアドバイスをを行う役割も担っています。

現在、京都府内に3カ所設置されています。

- ・丹後こども家庭支援センターCOCO（京丹後市）令和5年12月開設
- ・中丹こども家庭センター（舞鶴市）平成17年開設
- ・山城こども家庭センターだいわ（精華町）平成21年開設

<主な取組>

児童家庭支援センターの設置促進
これまでの児童家庭支援センターの取組状況を評価し、効果を検証した上で、地域事情に応じて児童家庭支援センターの設置を促進します。

児童家庭支援センターと児童相談所の連携強化
児童家庭支援センターと児童相談所による定期的な連絡会を実施するなど、児童家庭支援センターが、児童相談所や市町村、その他の関係機関と連携しつつ、その専門性を活かし、地域に密着した相談支援を行う拠点としての役割を果たせるよう連携強化に取り組めます。

<計画期間における目標>

(ア) 児童家庭支援センターの設置数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3カ所	5カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	5カ所

(イ) 児童相談所からの在宅指導措置委託件数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1件	30件	8件	12件	16件	20件	30件

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

こどもや家庭への支援に加え、予防的支援として、こどもが生まれる前から母親（妊婦）への支援を行うことが必要です。こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」における検証及び分析では、心中を除く死亡事例の年齢としては、0歳児が最も多くなっています。

また、母親の抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と「妊婦健診未受診」が高い割合を占めており、妊娠期からの把握と支援が虐待予防の観点においても重要です。

<現状>

出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）の京都府内の市町村における認定数は、令和4年度に290件でした。（平成31年：172件）

○主な認定理由（複数回答）

- ・妊婦の心身の不調（20.6%）
- ・経済的問題（17.4%）
- ・若年妊娠（13.8%）
- ・その他（要保護家庭、DV、初回受診又は届出が妊娠中期以降、支援者の不在、胎児疾患、妊婦の被虐待歴、要対協での管理経過等）（37.6%）

市町村における母子手帳交付時や、医療機関への受診等で把握されることの多い特定妊婦への支援に当たっては、主に要保護児童対策地域協議会において、各関係機関における情報共有及び支援内容の検討が行われています。

妊産婦が利用可能な制度として、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において利用できる助産制度があります。（児童福祉法第22条）。助産施設は、京都府内に23カ所あります。

なお、令和4年改正児童福祉法では、生活に困難を抱える妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」が新たに位置付けられました。今後、妊産婦等生活援助事業の実施について検討していきます。

京都府においては、予期せぬ妊娠にも対応できる相談窓口を設置し、専任の助産師が相談支援を行うとともに、内容に応じて医療・福祉等、適切な関係機関と連携を行っています。

また、「学校と連携した妊娠・出産に関する啓発事業」として、助産師が小中学校及び特別支援学校高等部へ出向き、児童生徒が医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する知識を学ぶ機会を提供することにより、妊娠及び出産に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊娠前から、自身のライフデザインを主体的に考えるきっかけとなることを目指しています（プレコンセプションケアの推進）。

<主な取組>

相談窓口による支援の実施
<p>予期せぬ妊娠にも対応できる相談窓口において相談支援を実施し、助産師等による相談支援を行います。内容に応じて、医療・福祉等適切な関係機関と連携を行います。</p>

プレコンセプションケアの推進
<p>妊娠に関する医学的な知識とライフデザインについて考える機会を作り、幼児期から社会人に至るまで切れ目のないプレコンセプションケアを推進します。</p>

支援を必要とする妊産婦等への制度周知
<p>相談窓口や助産制度について対象者へ周知するため、相談機関等と連携し、情報提供を行います。</p>

<計画期間における目標>

(ア) 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
未実施	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討

(イ) 助産施設の設置数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
23カ所	23カ所	23カ所	23カ所	23カ所	23カ所	23カ所

(ウ) 特定妊婦等への支援に関係する職員に対する研修

6年度	計画期間の目標
未実施	実施を検討

2 児童相談所等による支援

(1) 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所は、児童に関するあらゆる相談を受け、支援を行う機関です。
また、幅広い相談に対応するため、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師などを配置しています。

<現状>

- ・近年の虐待相談件数の増加や重篤化を踏まえ、職員の専門性の更なる向上や、業務量に応じた職員配置に取り組んでいます。
- ・法定研修である児童福祉司任用後研修や指導教育担当児童福祉司任用前研修に加え、中堅職員向けのステップアップ研修を行い、経験年数ごとに求められる児童福祉司としての知識、技能、態度等を修得し、人材育成を行っています。また、心理判定員や一時保護所職員についても、それぞれの職種に必要な専門性を向上させるための研修に取り組んでいます。

児童福祉司任用後研修（受講者7人）

指導教育担当児童福祉司任用前研修（受講者4人）

京都府児童福祉司ステップアップ研修（受講者11人）

外部研修への参加（参加者18人）

(ア) 児童相談所の相談対応件数

(件)

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
養護相談	2,369	2,592	2,621	2,485	2,404
うち虐待相談	2,231	2,472	2,505	2,344	2,262
障害相談	1,730	1,310	2,046	1,538	1,571
非行相談	97	117	106	144	169
育成相談	129	119	118	127	112
その他	7	12	8	528	459
計	4,332	4,150	4,899	4,822	4,715
うち入所数及び里親等委託	131 (3.0%)	105 (2.5%)	98 (2.0%)	99 (2.1%)	82 (1.7%)
児童虐待相談からの入所及び里親等委託	84 (64.1%)	74 (70.5%)	51 (52.0%)	54 (54.5%)	53 (64.6%)

*令和4年度からは、児童虐待として対応した相談のうち、調査の結果、非虐待と判断されたものを「その他」として計上

(イ) 児童相談所における虐待通告受付件数

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数(件)	2,547	2,448	2,576	2,721	2,673
前年度比(%)	121.1	96.1	105.2	105.6	98.2

(ウ) 児童相談所の管轄人口

児童相談所	管轄市町村	人口
家庭支援総合センター	亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、乙訓郡（大山崎町）、船井郡（京丹波町）	280,823人
宇治児童相談所	宇治市、城陽市、久世郡（久御山町）	261,922人
宇治児童相談所 京田辺支所	八幡市、京田辺市、木津川市、綴喜郡（井手町・宇治田原町）、相楽郡（笠置町・和束町・精華町・南山城村）	279,883人
福知山児童相談所	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡（伊根町・与謝野町）	263,960人

*人口は、令和6年4月1日現在の推計人口（京都府企画統計課調べ）

<主な取組>

児童相談所の体制強化に向けた人材確保及び人材育成
児童福祉司や心理判定員等の適切な配置を継続するとともに、経験年数の浅い職員への教育やフォローを丁寧に行うため、スーパーバイズを行うことのできる指導的立場の職員を適切に配置し、人材育成に取り組みます。

児童相談所職員の専門性向上の取組
法定研修に加え、経験年数に応じた内容、または職種ごとに必要とされる知識及び技術等を習得するための様々な研修を実施するとともに、より専門的な技術習得のため外部研修への積極的な参加を促進します。

<計画期間における目標>

(ア) 第三者評価を実施している児童相談所数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1カ所	0カ所		3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

(イ) 児童相談所職員の研修受講人数

6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40人		40人	40人	40人	40人	40人

(ウ) 児童福祉司等の配置数

	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
児童福祉司	63人	67人	67人	67人	67人	67人	67人
児童心理司	30人	33人	33人	33人	33人	33人	33人
市町村支 援児童福 祉司	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
児童福祉司 スーパー バイザー	8人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
医師	8人	8人	8人	8人	8人	8人	8人
保健師	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人
弁護士	委任	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討

* 上記配置数については、児童虐待相談対応件数によって変更が生じる可能性がある。

* 児童福祉司は、任用予定者及びSVを含む。

* 医師は全員非常勤

* 保健師は児童福祉司として任用している者を含む。

* 弁護士は、案件ごとに委任。また、日常的に電話等で相談可能な体制をとっている。

(エ) 専門職採用者数（割合）

6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
93人 (91.2%)	配置基準等を 踏まえて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置

* () は、専門職採用者数における目標に対する実績

(2) 一時保護体制の充実に向けた取組

一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるものです。

一時保護所に入所するこどもは、その年齢や、一時保護を要する背景も虐待や非行など様々です。そうしたこどもたちが、一人一人の状況に応じて安心安全に過ごすことのできる生活の場を保障することが必要です。

<現状>

- ・一時保護所内設置の意見箱や、退所時アンケート等を元に、こどもの意見を踏まえた一時保護所の環境改善を行っています。
- ・施設や里親等への一時保護委託を積極的に行い、こどもにとってできるだけ負担の少ない環境で一時保護ができるよう努めています。
- ・定期的に観察会議を行い、こどもへの関わり方について協議するとともに、こどもの生活場面に直接携わる一時保護所職員からの意見を支援方針に活かしています。
- ・一時保護所職員向けの研修として、3保護所合同新任研修、児童自立支援施設への見学、小児科医師による講義、振り返り研修などを行っています。
17回実施、受講者数延べ351人

<主な取組>

一時保護所の環境改善のための取組の推進
様々な状況にあるこどもが生活する場である一時保護所において、こどもが安心安全に生活できるような環境を整備します。

一時保護ガイドラインを踏まえた一時保護の実施
国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえ、こどもの権利擁護の観点から、一時保護所におけるルールの見直しや、学習保障に向けた取組を行います。

一時保護委託による適切な生活環境の提供
こどもの状況に応じた適切な生活環境を提供できるよう、一時保護委託が可能な施設や里親等の確保に努めます。また、委託するこどもの登校等について、地域との調整を行います。

<計画期間における目標>

(ア) 一時保護施設の定員数

6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
44人		44人	44人	44人	44人	44人

(イ) 一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保数

6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
87カ所	176カ所	135 カ所	145 カ所	156 カ所	166 カ所	176 カ所

(ウ) 一時保護所職員に対する研修の実施回数

5年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
17回 延べ351人	20回 延べ400人	20回 延べ 400人	20回 延べ 400人	20回 延べ 400人	20回 延べ 400人	20回 延べ 400人

(エ) 第三者評価を実施している一時保護施設数

6年度	計画期間の 目標
0カ所	3カ所

(3) パーマネンシー保障に向けた取組

「パーマネンシー保障」とは、「生活や人との関係が、明日以降もずっと続くと当たり前信じられる環境を保障すること」です。まずは、こどもが生まれ育った家庭で健やかに養育されるように保護者を支援し、それが困難又は適当でない場合には家庭と同じ養育環境を継続的に保障するようにします。それも適当でない場合、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう必要な取組を行います。

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童虐待対応においては、まずこどもの安全を確保することが重要です。そのために、こどもを家庭から切り離すことが必要となる場合があります。

この一旦切り離れたこどもと周りとの関係性を、どう結び直していくかということが次に重要です。そのためには、児童相談所において適切なケースマネジメントを行う体制を整える必要があります。

<現状>

- ・児童相談所では、虐待通告への初期対応等を行う「介入機能」と、保護者への指導等を継続的に行う「支援機能」において担当者を分け、支援に取り組んでいます。
- ・適切なケースマネジメントのため、定期的に支援についての進捗状況の確認を行い、様々な視点から支援方法を検討しています。
- ・こどもや家庭の現状を踏まえ、短期及び長期的な支援目標を記載した「援助指針」を作成しています。また、援助指針はこども等の状況に応じて定期的に見直しを行っています。

<主な取組>

児童相談所における保護者への指導を効果的に行うための体制整備
児童相談所において、虐待通告への初期対応等を行う「介入機能」と、保護者への指導を継続的に行う「支援機能」を明確化し、こどもや家族への支援に取り組みます。
定期的な進行管理の実施
定期的に支援の実施状況の進捗確認を行い、こどもや家庭にとって適切なタイミングで適切な支援を行うことができるよう、組織として確認を行います。
援助指針の見直し
支援方針を記載した援助指針を作成し、こども本人、家族、施設、里親、児童相談所など関係者を含めて定期的に見直し、統一した援助方針のもとで支援に取り組みます。

<計画期間における目標>

(ア) 長期措置を防ぐための体制整備を行っている児童相談所の数

6年度	計画期間の 目標
3児相 (1支所)	3児相 (1支所)

②親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子も対象とします。

また、親子だけでなく、家族や親族、地域等を含めて総合的にサポートを行います。

<現状>

○親子再統合支援事業を民間団体への委託により行っています。

- ・MY TREEペアレンツプログラム（虐待する保護者への集団教育プログラム）

受講者数7人（延べ102人）

- ・寄り添いカウンセリング（集団に馴染まない保護者への個別カウンセリング）

受講者数37人（延べ103人）

- ・前向き子育てプログラム（トリプルP）（不適切な関わりを行う保護者が子育てスキルを身につけるトレーニング）

受講者20人（延べ114人）

○家庭支援総合センターの寄り添い支援担当者が、事業の広報、対象者の選定、受講者へのフォロー、児童相談所との情報連携を担っています。

○児童相談所職員に対し、こどもとその家族が良好な関係を構築するためのアプローチ技術や、関係機関による支援チームづくりについて学ぶ研修を実施しています。

- ・オレンジプログラムインストラクター養成研修（親子関係を良好にするペアレントトレーニングの理解と技術習得）

受講者20人

- ・安全パートナーリング（危険と安全のバランスを見極めながら、家族と専門職双方の立場を取り入れたアセスメントと支援計画に基づいたケースマネジメント手法を修得）

受講者数26人

- ・ラップアラウンド（当事者参加により、こどもとその家族を主体とした支援のためのチームアプローチ方法を学び、ファシリテーションスキルを身につける）導入検討のため、一部児相がモニター参加し、報告会を実施

<主な取組>

親子再統合支援事業による各種プログラム等の実施
虐待する（おそれのある）保護者に対し、保護者の特性に応じて集団もしくは個別のプログラムの受講を促し、親子関係の改善につなげます。（MY TREEペアレンツプログラム、寄り添いカウンセリング、前向き子育てプログラム（トリプルP））

寄り添い支援チームによる支援
家庭支援総合センターに設置の「寄り添い支援担当者」が、プログラムの広報、対象者の選定、受講者へのフォロー、担当する児童相談所との情報連携などを行い、プログラム受講をその後のケースワークに効果的に活かすことができるようにします。

児童相談所職員への親子関係再構築に向けた研修の実施
児童相談所職員が、親子関係再構築に向けた面接技術やアプローチ方法を習得するための研修を実施します。

<計画期間における目標>

（ア）親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
MY TREE 7人 延べ102人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人
寄り添いカウンセリング 37人 延べ103人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人
前向き子育てプログラム 20人 延べ114人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人

（イ）親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修件数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3回 46人	3回 50人	3回 50人	3回 50人	3回 50人	3回 50人	3回 50人

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

特別養子縁組は、こどもに新しい親との親子関係を作る方法の一つです。棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族がないこどもや、新生児・乳幼児で実親による養育が望めないこどもなどが、特別養子縁組を検討する対象とされています。

パーマネンシー保障の観点からは有効な手段ですが、一方で、民法上の手続きによって法的な親子関係を作り、実親との関係が完全に失われるため、こどもにとってどのような意味を持つのかという点を慎重に考える必要があります。

<現状>

(ア) 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

H31/R1	R2	R3	R4	R5	合計
4件	3件	5件	4件	1件	17件

- ・親の行方不明等のケースにかかる児童相談所長による特別養子適格の確認の審判申立を適宜行っています。(令和5年度申立件数：1件)
- ・民間あっせん機関とも連携し、育ての親やこどもへの支援を行っています。(令和5年度民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数：3件)
- ・特別養子縁組の相談支援件数(児童相談所、寄り添い支援担当、乳児院、児童養護施設)
(令和5年度中、生みの親からの相談3件、こどもとの特別養子縁組を希望する里親(又は里親希望者)からの相談120件)
- ・特別養子縁組に関する相談に対しては、特に十分理解を得た上で慎重に進める必要があるため、制度や手続きについて丁寧に説明を行っています。視覚的にわかりやすいよう、生みの親に向けた説明ちらし等を作成するなどの工夫を行っています。
- ・特別養子縁組成立後も継続して支援を行っています。
- ・児童相談所職員が、特別養子縁組に関する外部研修を受講しています。(令和5年度受講者数3人)

<主な取組>

特別養子縁組成立に向けた支援

特別養子縁組は、実親による養育が望めないこどもにとって、永続性を保障する制度である一方、生みの親との戸籍上の関係が絶たれるなど、その後のこどもにとってどのような意味をもつのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチングが必要となります。そのため、職員が研修を受講するなどして、制度や手続き等について十分な知識をもって相談支援にあたります。

なお、特別養子縁組は、生みの親やこどもの状況によって適切に選択されるべきものであることから、成立件数等の目標値を設定せず、適切に支援を行うことができる体制整備を進めます。

民間あっせん機関との連携
民間あっせん機関と連携し、育ての親や子どもへの支援を行います。

(ア) 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

5年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3人	8人	4人	5人	6人	7人	8人

3 代替養育を必要とするこどもへの支援

何らかの理由で、こどもを生まれ育った家庭で育てることができない、またはそれがこどもにとって適当でない場合に、家庭に代わる環境でこどもを育てることを「代替養育」と言います。

(1) 代替養育が必要なこども数の見込み

様々な理由で代替養育を必要とするこどもであって、里親及びファミリーホーム（里親等）に委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要であるこどもの数を推計しました。

<現状>

(ア) 乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに在籍するこども数の推移 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院	40	38	39	35	34	35	34	31	34	28	34
児童養護	235	241	219	232	219	212	221	231	220	204	214
里親等	23	34	36	40	45	43	43	45	50	53	55
合計	298	313	294	307	298	290	298	307	304	285	303

<見込>

(ア) 今後の計画期間における見込み（* 策定要領に記載のデータにより推計）

(人)

	R6.3 (実数)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
乳児	24	24	24	24	24	23	23
幼児	40	40	40	39	39	39	39
就学以降	239	239	234	228	223	218	212
合計	303	303	298	291	286	280	274

都道府県社会的養育推進計画の策定要領（抜粋）

＜代替養育を必要とするこども数の見込みの推計方法の例＞

こどもの人口（推計・各歳ごと）※1 × 代替養育が必要となる割合
（潜在的需要を含む。）※2 = 代替養育を必要とするこども数

※1：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計

※2：「代替養育が必要なこども数」の算出に有用と考えられるデータ

（ア）現在、代替養育が必要なこども数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に里親委託又は入所措置されているこども数のこども人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

（イ）潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

b. 「新規に里親等委託又は入所措置されたこども数」の過去5年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去5年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

d. 一時保護こども数（一時保護施設・委託一時保護）の過去5年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

◆（参考）前回改定時の代替養育を必要とするこども数の見込（人）

	令和元年度末 （実数）	令和6年度末 （見込）	令和11年度末 （見込）
乳幼児	63	60	60
学童期以降	235	240	240
合計	298	300	300

(2) 施設入所及び里親等委託の状況

代替養育を必要とするこどものうち、里親等で生活しているこどもの割合（里親等委託率）は、京都府では令和5年度末時点で18.2%でした。年々増加していますが、全国平均と比べると低くなっています。また、里親登録数と児童を委託されている里親の数は、徐々に増えています。

<現状>

(ア) 代替養育を必要とするこどものうち、現に里親等委託されているこども数とその割合 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院 児童養護	275	279	258	267	253	247	255	262	254	232	248
里親等	23	34	36	40	45	43	43	45	50	53	55
合計 (人)	298	313	294	307	298	290	298	307	304	285	303
委託率 (%)	7.7	10.9	12.2	13.0	15.1	14.8	14.4	14.7	16.4	18.6	18.2
全国平均	15.6	16.5	17.5	18.3	19.7	20.5	21.5	22.8	23.5	24.1	25.2

(イ) 里親登録数 (世帯)

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
養育里親	77	79	93	111	122
専門里親	5	6	6	6	6
養子里親	27	45	49	67	66
親族里親	2	1	2	3	4
合計	111	116	136	146	145

*複数種別に登録の場合はそれぞれに計上し、合計は実数。

(ウ) 児童が委託されている里親数 (世帯)

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
里親	27	27	36	36	37
FH	1	1	1	2	3
合計	28	28	37	38	40

(3) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

代替養育を必要とするこどもに、できるだけ家庭的な養育環境を提供するため、里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組を行います。こうした取組により、こども一人一人のニーズに応じた適切な養育の場を提供することを目指します。

①家庭的養護の推進目標について

京都府における前回計画における目標は、下表のとおり

(ア) 前回計画における里親等委託率の推進目標

	平成30年度末	6年度	11年度
乳幼児	9.5%	25%	40%
就学以降	16.6%	25%	33%
全体	15.1%	25%	35%

現在施設に入所しているこどもの状況調査を行い、今後の計画期間における目標を下表のとおり見直しました。

(イ) 見直し後の里親等委託率の推進目標

(%)

	6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
乳児	16.7	65.0	26.4	36.1	45.8	55.4	65.0
幼児	12.5	60.0	22.0	31.5	41.0	50.5	60.0
就学以降	19.2	40.0	23.4	27.6	31.8	35.9	40.0
全体	18.2	44.9	23.5	28.9	34.3	39.6	44.9

(ウ) 里親等委託が必要なこども数の見込み

(人)

	6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
乳児	4	15	6	9	11	13	15
幼児	5	23	9	12	16	20	23
就学以降	46	85	55	63	71	78	85
合計	55	123	70	84	98	111	123

<計画期間における目標>

(ア) 里親登録数

(世帯)

	6年度	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
養育	122	172	132	142	152	162	172
専門	6	6	6	6	6	6	6
養子	66	66	66	66	66	66	66

(イ) ファミリーホーム数

6年度	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3カ所	4カ所	3カ所	3カ所	4カ所	4カ所	4カ所

(ウ) 登録率（代替養育を必要とする子ども数に対する里親等が受託可能な子どもの割合）

$$(\text{算式}) = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

5年度	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
66.5%	87.6%	69.8%	73.7%	79.4%	83.4%	87.6%

(エ) 稼働率（里親等が受託可能な子ども数に対する里親等へ委託されている子どもの割合）

$$(\text{算式}) = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}$$

5年度	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
27.3%	51.2%	33.6%	39.1%	43.2%	47.5%	51.2%

(オ) 里親登録に係る都道府県の社会福祉審議会の開催回数

5年度	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
6回	6回	6回	6回	6回	6回	6回

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

<現状>

- ・家庭支援総合センターの寄り添い支援担当、各児童相談所の里親担当児童福祉司、乳児院及び児童養護施設に配置の里親支援専門相談員（施設4カ所に計4人配置）が、連携及び役割分担し、里親等や委託児童への支援を行っています。
- ・支援者間の情報共有や協議の場として、「里親合同会議」を毎月開催しています。
- ・必須研修（基礎研修、登録前研修、更新研修）の他に、里親の養育力向上のための研修を行っています。
テーマ別研修（2回開催。1回目受講者数25人、2回目受講者数30人）
フォスタリングチェンジプログラム（受講者数4人）
- ・里親会と連携し、外出などのイベント行事や、座談会を行う里親サロンを開催し、里親同士の交流促進を図っています。
- ・里親制度の広報啓発のため、オンライン相談会などに取組んでいます。（年12回開催）
- ・関係機関における里親理解促進のため、家庭支援総合センター寄り添い支援担当や各児童相談所において、各市町村への制度周知や出前講座での制度説明を行っています。

<主な取組>

里親支援センターの設置
里親支援センターを設置し、新規里親のリクルート、養育力向上のための研修実施、こどもの委託に向けた調整、委託中の相談支援、委託解除後のアフターケアまでを一貫して行う体制を構築します。
里親制度の周知に向けた取組
里親制度に関する広報啓発や、オンライン相談会を実施し、里親登録数が増加するよう取り組みます。 また、市町村職員が里親制度について理解を深めるよう制度説明や研修会等を行い、里親やそこに委託されるこどもが身近な地域で支援をうけられるような体制づくりに取り組みます。
里親支援機関の連携強化
里親支援機関同士で十分に連携を行うため、合同会議を定期的に開催します。 また、日常的に里親支援専門相談員等と情報共有や連携を行い、里親への家庭訪問等タイムリーな支援を行います。

里親の養育力向上のための取組
<p>里親の課題やニーズに応じた研修を実施し、里親の養育力向上に取り組みます。</p> <p>また、里親会と連携して里親会行事や里親サロンなどの里親同士の交流の場を提供し、様々な経験をもった里親同士がつながりをもてるよう取り組みます。</p> <p>こどもの養育についての知識と経験を持つ施設職員と、里親との交流の場の設定に向けて取り組みます。</p>

里親委託解除ケースの要因分析
<p>里親支援の在り方の振り返りと、更なる充実を目的とし、里親等へ委託したもののやむを得ず委託解除に至ったケースの要因分析に取り組みます。</p>

里親制度への理解促進に向けた取組
<p>代替養育を必要とするこどもの親に対し、里親制度について正しく理解してもらえるよう視覚的な資料を作成するなどして、丁寧に説明を行います。</p>

<計画期間における目標>

(ア) 里親支援センターの設置数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
未設置	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所

(イ) 民間フォスタリング機関の設置数

6年度	計画期間の目標
未設置	必要性を検討

(ウ) 必須研修以外の研修実施回数、受講者数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3回 59人	5回 120人	4回 90人	5回 120人	5回 120人	5回 120人	5回 120人

(4) 児童養護施設等における家庭的養育の推進

代替養育を必要とするこどもの中には、医療的ケアが必要なこどもや、虐待やこれまでの不適切な養育環境が原因となり、行動上の課題やトラウマなどの心理的な問題のあるこどもがいます。こうしたこどもには、施設における専門的な知識をもつ職員によるケアや、専門職による複数人での支援が必要です。

また、年齢が高く「家庭」に対して強い拒否感のあるこどもについても、施設で養育をすることが望ましい場合があります。

ただし、こうした施設においても、「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、少人数を生活単位とし個別的なケアを行うことや、地域に根ざした養育環境となるよう取り組むことが求められています。

①施設で養育が必要なこども数について

<現状>

(ア) 乳児院、児童養護施設に入所するこども数の推移 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院	40	38	39	35	34	35	34	31	34	28	34
児童養護	235	241	219	232	219	212	221	231	220	204	214
合計	275	279	258	267	253	247	255	262	254	232	248

(イ) 施設入所中のこどものうち、障害もしくは何らかの発達上の課題がある

こどもの割合

- ・ 障害者手帳を所持している割合

幼児	小学生	中学生	高校生以上	合計
2.4%	6.1%	23.9%	16.7%	11.4%

- ・ 特別支援学級在籍（通級含む）するこどもの割合
20.5%
- ・ 特別支援学校在籍するこどもの割合
9.6%
- ・ 乳児院病虚弱児加算対象児の割合
20.5%

<施設での養育が必要なこども数の見込み>

(ア) 現計画における見込み数

	H30 年度末	R6 年度末	R11 年度末
乳幼児	57人 (90.5%)	45人 (70%)	36人 (60%)
就学以降	196人 (83.4%)	180人 (75%)	160人 (67%)
合計	253人 (84.9%)	225人 (75%)	196人 (65%)

()は、代替養育を必要とするこどものうち、施設での養育が必要なこどもの割合

(イ) 今回見直した見込み数

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児	20人 (83.3%)	18人 (73.6%)	15人 (63.9%)	13人 (54.2%)	10人 (44.6%)	8人 (35%)
幼児	35人 (87.5%)	31人 (78%)	27人 (68.5%)	23人 (59%)	19人 (49.5%)	16人 (40%)
就学以降	193人 (80.8%)	179人 (76.6%)	165人 (72.4%)	152人 (68.2%)	140人 (64.1%)	127人 (60%)
合計	248人 (81.8%)	228人 (76.5%)	207人 (71.1%)	188人 (65.7%)	169人 (60.4%)	151人 (55.1%)

※施設での養育（措置入所）が必要なこども数の見込みは、「代替養育が必要なこども数の見込み」から、「里親等委託率が計画どおりに推進された場合の里親等に委託されるこども数の見込み」を差し引いて算出

※施設の定員については、一時保護委託の受け入れや、発達に課題のあるこどもや心理面でのケアが必要なこどもが増加した場合にも、適切に対応を図ることができるよう、必要な定員の確保が求められる。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

児童養護施設等では、小規模かつ地域分散化とあわせ、複雑なニーズをもつこどもに専門的ケアを提供するための人材育成と体制整備などの施設の高機能化、地域の子育て家庭向けの相談支援拠点としての役割や市町村家庭支援事業の実施などの多機能化及び機能転換が求められています。

<現状>

- ・施設のユニット化により、家庭的な環境においてこどもに合った個別ケアを実施できる体制を整備しています。
- ・児童相談所からの一時保護児童を積極的に受け入れ、緊急的に保護が必要なこどもや、乳児を受け入れています。
- ・虐待を受けたこどもへの心理的関わりや、こどもが表出する様々な行動への対応、分離後の親子関係の調整、家庭復帰が困難なこどもの自立支援など、里親等においても取り組んでいるが、対応が難しいケースにおけるこどもや家庭への支援について、施設が専門性を活かして行っています。
- ・施設の専門性を活かし、市町村の家庭支援事業（子育て短期支援事業等）や産後ケア事業を受託し、地域の子育て家庭への支援を行っています。
- ・児童家庭支援センターを設置する施設では、児童家庭支援センターが市町村からの家庭支援事業受入の窓口となることで、家庭における支援ニーズを把握する機会としています。
- ・施設の家庭支援専門相談員が地域の要保護児童対策地域協議会の会議に出席するなどして、地域における要保護児童の状況把握を行っています。
- ・里親支援専門相談員を配置し、登録後の里親への支援、こどもとのマッチング、委託後の支援などを行っています。
- ・里親合同会議への施設職員の参加や、里親登録に必要な実習の受入を行い、里親委託の推進に取り組んでいます。

<主な取組み>

施設における小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進等
施設における小規模化かつ地域分散化、高機能化の推進により、家庭での養育が困難であり、かつ専門的ケアを必要とするこどもに対して、できる限り良好な家庭的環境に向けた専門性の高い施設養育を行うための体制の整備を推進します。
また、地域における重要な社会資源として、社会的養育を充実、強化するための在宅支援など、各地域の実情に応じて、多機能化・機能転換に取り組みます。

<計画期間における目標>

(ア) 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1カ所 18人	全施設で実施	令和11年度までに全施設での実施を推進				全施設で実施

(イ) 養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数

	5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
家庭支援専門相談員	4人	全施設に配置	令和11年度までに全施設への配置を推進				全施設に配置
心理療法担当職員	5人	全施設に配置	令和11年度までに全施設への配置を推進				全施設に配置
自立支援担当職員	1人	全施設に配置	令和11年度までに全施設への配置を推進				全施設に配置

(ウ) 養育機能強化のための事業の実施施設数

	5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
親子支援事業	未実施	全施設で実施	令和11年度までに全施設での実施を推進				全施設で実施
家族療法事業	未実施	全施設で実施	令和11年度までに全施設での実施を推進				全施設で実施

(エ) 一時保護専用施設の整備施設数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
未設置	必要性を検討	必要性を検討	必要性を検討	必要性を検討	必要性を検討	必要性を検討

(オ) 児童家庭支援センターの設置施設数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3カ所	5カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	5カ所

(カ) 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
未実施	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所

(キ) 妊産婦等生活援助事業の実施施設数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
未実施	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討	実現に向けて検討

(ク) 市町村の家庭支援事業を委託されている施設

・子育て短期支援事業

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
8カ所	8カ所	8カ所	8カ所	8カ所	8カ所	8カ所

・一時預かり事業

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所

*他の家庭支援事業（養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）については受託施設なし。

③障害児入所施設における支援

障害児入所施設とは、入所した障害のある児童に対して、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設で、「福祉型」と「医療型」（治療も行う）があります。

<現状>

- ・現在、京都府内の福祉型障害児入所施設は、3カ所あります。
（うち、府域に1カ所、京都府立の施設が1カ所（京都市内））

<主な取組>

障害児入所施設における支援
障害児の特性や状態に応じた心身の発達を支援するため、より家庭的な環境において養育されるようケア単位の小規模化の推進や地域の中で生活する環境づくりなども検討していきます。

<計画期間における目標> ※府域及び府立施設を対象とする。

(ア) 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数

6年度	計画期間の目標
1	全施設で整備

(イ) 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

6年度	計画期間の目標
27	全対象児童

(5) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

平成 28 年の児童福祉法改正により、こどもは大人から守られる受動的な存在であるばかりでなく、権利の主体であることが明記されました。こどもには自分に影響するすべてのことについて意見を表明する権利があり、大人はこれを正當に重視しなければなりません。

①意見聴取等措置

令和 4 年の改正児童福祉法により、児童相談所長が行う措置や一時保護決定時等には、児童相談所職員により、こどもの意見聴取等措置を行うことが令和 6 年 4 月 1 日から義務化されました。

<現状>

- ・措置や一時保護を行う場合には、こどもに対してあらかじめ（緊急一時保護の必要がある場合などは事後速やかに）、児童相談所の役割やこどもが現在置かれている現状の説明、措置をとる理由等について、こどもの理解度に応じて丁寧に説明を行っています。
- ・聴取した意見を記録する様式等を整備し、こどもに対して適切に説明及び意見聴取を行うことができるよう取り組んでいます。

(ア) 説明の実施

(一時保護のこども)

(施設入所のこども)

一時保護所で生活することについて説明してもらったと回答したこどもの割合	施設での生活について事前に説明してもらったと回答したこどもの割合
90.9%	55.1%

*施設入所のこどもについては、令和 6 年 4 月 1 日以前から入所しているこどもも含む。以下同様

(イ) 気持ちや意見の聴取

(一時保護のこども)

(施設入所のこども)

一時保護所で生活することについて、気持ちや意見を聞いてもらったと回答したこどもの割合	施設で生活することについて、気持ちや意見を聞いてもらったと回答したこどもの割合
63.6%	52.4%

<主な取組>

こどもに向けた権利擁護に関する説明等の実施
一時保護や、施設及び里親への措置等が必要なこどもに対して、支援の必要性について、そのこどもの理解度に合わせて丁寧に説明を行い、こどもの気持ちや意見を十分に聴取します。

②意見表明等支援事業

<現状>

子どもの意見表明等支援事業を実施し、こどもへの聞き取りについて一定の知識及び技術を持った「子どもの権利擁護専門員」が定期的に訪問し、児童相談所や一時保護所職員とは異なる立場でこどもと関わることを通して、こどもの意見表明を支援しています。

<主な取組>

意見表明等支援事業の推進
児童相談所等から独立した立場である「子どもの権利擁護専門員」が一時保護所や児童養護施設等を訪問し、こどもの意見表明を支援します。

<計画期間における目標>

(ア) 意見表明等支援事業を利用可能なこども数

5年度	6年度 (見込)	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
延 504 人	336 人		800 人	700 人	800 人	800 人	800 人

*一時保護延べ日数と専門員の訪問回数から、専門員と出会う機会があったこども数を推計

(イ) 子どもの権利擁護専門員の認知度

6年度	計画期間の 目標
72.7%	100%

(ウ) 子どもの権利擁護専門員の利用度（利用のしやすさ）

6年度	計画期間の 目標
45.5%	100%

(エ) 意見表明等支援事業に対する満足度

6年度	計画期間の 目標
100%	100%

*満足度については、専門員と個別面接を行ったことのあるこどもにおける割合

③こどもの権利擁護に係る環境整備について

<現状>

- ・一時保護、施設入所時、里親委託時には、「子どもの権利ノート」をこどもに配布し、自分が権利の主体であることや、困った時の相談先等について説明を行っています。
- ・「子どもの権利ノート」について、入所（委託）後も定期的に確認する機会をもち、繰り返し説明を行っています。



*施設入所の高年齢児童用「子どもの権利ノート」（表紙及び目次）
低年齢児用、一時保護児童用、里親委託児童用をそれぞれ作成し、活用している。

- ・児童相談所や各施設において、こどもの権利擁護に関する研修や取組を実施しています。また、各施設においては、日常生活場面や性教育等を通してこどもに対して権利について伝えたり、児童会やこども会議など、こどもが主体となって自分の生活について決める取組を行っています。
（こどもの権利に関する研修を18回、延べ592人に実施）

<主な取組>

「子どもの権利ノート」の配布
「子どもの権利ノート」を配布し、丁寧に説明を行うことで、権利擁護について十分に周知を行います。継続して入所（委託）する児童に対しては、毎年1回以上「子どもの権利ノート」について説明する機会を設け、繰り返し説明を行います。
措置されているこども等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備
一時保護や施設及び里親へ措置中のこどもにアンケート等をおこない、こども自身の権利に関する理解度や満足度について確認を行います。

こどもの権利に関する研修の実施
児童相談所職員、施設職員、里親及びこども自身が、こどもの権利について考え理解を深める機会として、研修を実施します。

施策検討時の当事者等参画
社会的養育の推進に向けた施策を検討するにあたり、当事者の声を反映させるため、計画の作成時に社会的養護の当事者及び経験者の参画、アンケートの実施を検討します。

<計画期間における目標>

(ア)「子どもの権利ノート」の認知度

6年度	計画期間の目標
59.3%	100%

(イ) 日頃、気持ちや意見を聞いてもらっていると答えたこどもの割合

(一時保護のこども)

6年度	計画期間の目標
90.9%	100%

(施設入所のこども)

6年度	計画期間の目標
72.3%	100%

(ウ) 日頃、気持ちや意見を大切にされていると答えたこどもの割合

(一時保護のこども)

6年度	計画期間の目標
72.7%	100%

(施設入所のこども)

6年度	計画期間の目標
50.7%	100%

(エ) 京都府が行うこどもの権利に関する研修の実施回数と参加人数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
13人 3回	25人 6回	16人 4回	20人 5回	20人 5回	25人 6回	25人 6回

(才) 家庭的養育の推進にむけた京都府推進計画の改定に関する検討会への参

画

6年度	計画期間の 目標
有り	有り

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

令和4年度改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられました。また、児童自立生活援助事業については、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見及び意向、関係機関との調整も踏まえた上で、都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化が行われました。

①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数について

(ア) 現に施設入所、里親委託されているこどもで18歳を迎える者の数(見込)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
12歳	35						
13歳	22	35					
14歳	28	22	35				
15歳	25	28	22	35			
16歳	29	25	28	22	35		
17歳	33	29	25	28	22	35	
18歳	24	33	29	25	28	22	35

(イ) 18歳到達後、高校卒業年度以降も措置延長を継続した人数

R2	R3	R4	R5	R6(見込)
6人	6人	1人	3人	6人

(ウ) 自立援助ホームの利用者数

H31/R1	R2	R3	R4	R5
3人	1人	3人	4人	6人

(エ) 社会的養護自立支援事業(18歳(措置延長の場合は20歳)に到達し、措置解除後も引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な居住費や生活費を支援を実施)の利用者数

H31/R1	R2	R3	R4	R5
7人	4人	4人	1人	5人

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

<現状>

家庭支援総合センターの寄り添い担当を中心に、児童養護施設等退所者への支援を行っています。

・個別支援

就職等により施設を退所した後も様々な理由で家庭に戻れず単身生活を行う者に対して、家庭訪問、通院付添、行政手続き等の個別支援を行っています。(支援者数72人)

・居場所提供

居場所事務所等での食事会を開催し、退所者の交流等を目的としたイベントや相談支援を実施しています。

(開催数12回、参加者数延べ62人)

・ニュースレターの送付

活動内容の紹介や、退所者とのつながりを目的としたニュースレターを送付しています。(発行回数年4回)

<主な取組>

社会的養護自立支援の推進に向けた取組の実施
自立支援を必要とする社会的養護経験者等に対し、児童養護施設等と連携しながら個別支援を実施します。
支援にあたっては、入所中から顔合わせを行って関係作りに努めたり、施設や児童相談所と連携して対象者の特性や背景を把握することで、退所後の適切な支援に活かします。

<計画期間における目標>

(ア) 児童自立生活援助事業の実施箇所数

※令和5年度については社会的養護自立支援事業の委託箇所数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
5カ所	10カ所	6カ所	7カ所	8カ所	9カ所	10カ所

(イ) 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1カ所	3カ所	1カ所	1カ所	2カ所	2カ所	3カ所

(ウ) 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

6年度	計画期間の 目標
設置なし	設置を検討

